

令和 8 年 8 月 3 日

被保険者の皆様へ

日本製紙健康保険組合
常 務 理 事

令和 8 年熊本地震により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて

この度の熊本地震で被災にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて標記について、厚生労働省より健康保険組合が被災者の医療費の一部負担金等の免除することが出来る特例措置の通知がきております。その詳細について下記のとおりご案内いたします。

記

1. 一部負担金等免除について

令和 8 年熊本地震により被災され、災害救助法の適用された地域にお住まいの方は、医療機関等の窓口における診療、調剤及び訪問看護の一部負担金の免除を行うことができます。窓口負担が免除となるためには「健康保険一部負担金等免除証明書」の提示が必要です。

- 対 象 者 災害救助法の適用地域※の住民であり、被保険者本人が行方不明または重篤な傷病を負った方、住家の全半壊した方
- 適用年月日 令和 8 年 7 月 28 日
- 免 除 期 間 令和 9 年 3 月 31 日まで

※災害救助法の適用地域（内閣府）http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 免除を受けるには

一部負担金の免除を受けるには、当組合が発行する「健康保険一部負担金等免除証明書」をマイナ保険証・資格確認書のいずれかに添えて、保険医療機関等に提示する必要があります。

なお、以下については免除対象外です。

- 食事療養標準負担額、生活療養標準負担額
- 柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術その他の療養費

3. 免除証明書の交付申請方法

日本製紙健康保険組合の申請書類一覧から申請書を出力、罹災証明書の写しを添えて所属事業所にご提出ください。但し、困難な場合は当組合までご連絡下さい。なお、免除証明書を受けた方は、下記①～④に該当したときには、免除証明書を返納下さい。

- ① 資格を喪失したとき。
- ② 勤務先が変わったとき。
- ③ 免除証明書の有効期限に達したとき。
- ④ 保険者証等の記載事項（記号・番号等）に変更があったとき。

※免除証明書も記載事項の変更が必要な為。

4. 医療機関等での受診について

災害の被災に伴いマイナ保険証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、「氏名」「生年月日」「事業所名」を申し立てることにより、受診できる取扱いとなっております。

5. 一部負担金等の還付請求について

免除証明書の交付要件に該当する方で、免除期間内に保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払われた場合には、「健康保険一部負担金等還付申請書」を当組合に申請いただくことにより、一部負担金等の還付を受けることができます。

(注) 還付申請をされる場合は、時効がありますので（一部負担金の支払いをした日の翌日から起算して2年間）、ご注意ください。

添付書類： 保険医療機関等が発行した領収証又は一部負担金等の額が確認できる書類の原本

6. 資格確認書の発行について

マイナ保険証（マイナンバーカード）を紛失・消失した場合には 資格確認書を発行しますので、「資格確認書（再）交付申請書」の提出をお願いします。

なお、この手続きは通常は所属事業所を経由して行っていますが、それが困難な場合は当組合までご連絡ください。

7. 保険料の納付期限の延長又は納付の猶予について

被災された事業所又は任意継続被保険者の方について、その被災状況に鑑み、保険料の納付期限の延長又は納付の猶予を行うことができます。詳しくは、当組合までお問合せください。

以 上